別表第１（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 債権の種類 | 勘定科目 | 通知義務者 | 摘要 |
| 授業料債権 | 授業料収益  授業料減免費  未収学生納付金収入徴収不能引当金  貸倒損失 | 学生支援課の担当総括係長(係長)(北海道教育大学授業料等の減免及び徴収猶予の取扱いに関する規則(令和元年規則第38号)に定めるもののうち，同課の所掌に属するもの)  教育企画課の担当総括係長(係長)(札幌校に係るもののうち，学生支援課の所掌に属するものを除く｡)  各校室の担当総括係長(係長)(各校に係るもののうち，学生支援課の所掌に属するものを除く｡) | 本学において徴収する授業料に係る債権 |
| 入学料債権 | 入学金収益  入学料減免費  貸倒損失 | 学生支援課の担当総括係長(係長)(札幌校に係るもの)  各校室の担当総括係長(係長)(各校に係るもの) | 本学において徴収する入学料に係る債権 |
| 学校財産売払代債権 | 固定資産売却益 | 契約担当役又は分任契約担当役 | 学校財産を処分した場合の債権 |
| 物品等売払収入 | 不用物品の売払代金に係る債権 |
| 文献複写料収入 | 文献複写料金等に係る債権 |
| 学校財産貸付料等債権 | 土地貸付料 | 施設課長，各校室事務長 | 貸付契約に基づいて物件を貸付けた場合又は使用許可に基づき徴収する貸付料に係る債権 |
| 建物及び物件貸付料 | 契約担当役又は分任契約担当役 |
| 宿舎貸付料収入 | 施設課長 | 役職員の宿舎使用料に係る債権 |
| 寄宿料収入 | 学生支援課の担当総括係長(係長)(札幌校に係るもの)  各校室の担当総括係長(係長)(各校に係るもの) | 本学において徴収する寄宿料に係る債権 |
| 受託研究及び受託事業債権 | 受託研究等収益 | 契約担当役又は分任契約担当役 | 委託契約に基づく試験，調査，検査等の手数料に係る債権 |
| 国際課長 | 受入の承認又は許可に基づく受託研修員の研修料に係る債権 |
| 受託事業等収益 | 契約担当役又は分任契約担当役 | 受託事業契約に基づく手数料に係る債権 |
| 返納金債権 | その他の雑益 | 出納命令役又は各校室事務長 | 給与及び旅費等の支出金に係る返納金債権 |
| 補助金間接経費債権 | その他の雑益 | 学長 | 科学研究費補助金受入に伴う間接経費債権 |
| 損害賠償金債権 | その他の雑益 | 契約担当役，分任契約担当役又は出納命令役 | 履行遅延による延滞金  債務不履行，不法行為等による違約金債権 |